### 1995 (1995) *** PRODUCTS of Country (1995) *** PRODUCTS	加算等の項目	料金	加算条件等
####################################		77 W	
### 2015-10-2016 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10			基本料金の3%を減算 以下の基準に適合していない場合 感染症や非常災害の発生において、サービスの提供を継続的に実施するための
### 1995年 1997 日			基本料金の10%を減算 以下の基準を満たしていない場合 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。対策を検討する
SAMAPATE		200	
(App. 1977年)			
####################################	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円	1日につき 入所後3ヵ月以内の方に集中的なリハビリテーションを行い、1月に1回以上ADL等の評価。その結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直していること。
************************************	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		
####################################			
Page 12 日本では、1997 日本では、1998 日本が担いであった。 1998 日本が担いでは、1998 日本では、1998 日			
1989年代の大学 1987年代の大学 1987年で大学 1987年代の大学 1987年で大学 1987		,	
1.	(外泊時)在宅サービスを		1月につき 民字における外泊を認め、施設により提供される在字サービスを利用した場合(1月に6日を限度)
1979 1979	利用した時の貸用		
(1997年 1997年 19977 19977 19977 19977 19977 19977 19977 19977 19977 19977 19977 19977 1	ターミナルケア加算		5#7# B 18 U D 1 - 0 + 14 - 15 D D D D D D D D D D D D D D D D D D
			1111 C (/8C 118) 1 X O 18 (17)
日本の日本	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)		
日日本語で10	在宅復帰·在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円	
####################################	初期加算(I)	60円	・当該施設の空床情報を地域医療情報ネットワーク等で、地域の医療機関に定期的に情報を共有していること。
中央の日本の中央	初期加算(Ⅱ)	30円	1日につき(入所日から起算して30日以内の期間) 初期加算(I)を算定している場合は算定しない。
及研究を登り回答。	退所時栄養情報連携加算	70円	1回限り ●対象者 厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者。 ●主な算定要件 管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供する。1月につき1回を限度。
### 2007 日間以、回野・山田県の地方の大田県の大田県の大田県の大田県の大田県の大田県の大田県の大田県の大田県の大田県			
399日中国中国では、10 000円 1回9			
(ADD 1 回世			
10月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月			
### 2009 1月につき (1948年後ます)			
20日 日につき (17年度から) 会談の情報が多くの影響のであった。他の表情を実施している。 会談の情報を受け、			1日につき(P6年度まで) 協力医療機関が①~③の要件を満たす場合(協力医療機関の要件)
5月 ことにいわられた他を構造し、	協力医療機関連携加算	50円	は日につき(DZ)年度から) ②高齢者施設等からの診療の求めがった場合、診療を行う体制を常時確保している。
11日			◎八川 1 寸 0 内 内 小 心 交 し に 物 1 寸 に おい・ C、 八 内 2 女 す る C 配 い ら 1 し に 床 、 文 「 八 れ ら 体 町 ご 唯 床 し C い 。 。
# 日日刊行政第	栄養マネジメント強化加算	4400	1日につき 管理栄養士を入所者の数を1.4~2人以上配置。低栄養状態のリスクが高い方に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同で作成した計画に従い、食事の観察を週3回以上行う。入所者ごとの栄
400円時に対域(1)	経口移行加算		
10.0円 月1-10名 新日本日本 新日本日本 10.0円 月1-10名 新日本日本日本日本 10.0円 月1-10名 新日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	経口維持加算		
90日 月口の音 書目後期の方形を受けた 製作機を出まれている。			
□回動性を開始的に対し、			
1400			
5か9/19性産選携素制度物面に	療養食加算	6円	
	 かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140円	③入所前に6種類以上の内服薬が処方されていて、医師同士が総合的に評価及び調整し、療養上必要な指導を行う
(2009) 「日本 日本 日			⑤入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯、入所者の状態等について、退所時から1月以内に主治医へ情報提供し内容を診療録に記載
			・入所前に6種類以上の内服薬が処方されていて、施設において総合的に評価及び調整し、療養上必要な指導を行う
「お田川 II-1つき! 医急時治療性行った場合、1月につき1日、機能する3日を限定 医科治療機能機能を正さって 医科治療機能性 表しまして 医科治療機能性 表しまして E をおいまして			
特定機能関係機能			
(1月に1回、連絡する10日を報じ 接触塩専門ケア加算(I) 2月 1日にか、	特定治療		
接知度専門ケア加算(1) 3月 日につき 散皮の人所を設めつち、自立度のテンク皿、双きたは地に独当する人所含の割合が90%以上であること。規知合作要表現リーチー開発を寄りている音を必要数定側でいることチームに設地を対している。 提記をデームケア推進加算(1) 150円 担口でき 総知度専門ケア加算(1)の基単に適合すること、認知金ケアに関する研験や画化成、研修を実施または実施を予定していること。 月150円 地質がアルコルを発生している。 地域にデームケア推進加算(1) 150円 地質が高い、保護の機能を持ている。 地域に対している。 のので、アルールマシックと対域に対し、 のので、アルールマシックと対域に対し、アルールマシッのでで、 のので、アルールマシックと対域に対し、 のので、アルールマシックと対域に対し、 のので、アルールマシックと対域に対し、アルールで、 のので、アルールマンので、アルールでが、アルールで、ア			
25日			
おいて、			症ケアに関する専門性の高い看護師を含むこと。
20月 150円		4円	1月につき ①日常生活に対する注意を必要とする認知症者の割合が入所者の総数の2分の1以上
選助金子への	認知症専門ケア加算を算定している	150円	②認知症介護に係る研修を修了した者を1名以上配置し、複数人の介護員で認知症に対応するチームを組んでいる
図の日 日につき 医師が記録の行動・の理性状況急が成功 200円 日につき 医師が記録の行動・の理性状況急があるため、禁念に入事を担かしている。と、大きな人の大きな人の大きな人の大きな人の大きな人の大きな人の大きな人の大きな人の			④認知症のケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症について定期的な評価、振り返り、計画の見直し等を行う
月につき 医師・何楽報告上等が共同。 1月につき 医師・何楽報告上等が共同に、リルビリの第の管理をしていること・人所者の口腔の健康状態、来養状態に関する情を関係機能が相互に共有する	認知症専門ケア加算を算定している場合は算定不可		認知症介護に係る研修を修了した者を1名以上配置し、複数人の介護員で認知症に対応するチームを組んでいる。
小ビリテールンマネジント 計画書稿物類(1) 20	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	
33円 月につき 医師・作業療法士等が共同に、リハビリの質の管理をしていること。情報を厚生労働省に提出し、情報を活用していること。	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I)	53円	・口腔衛生管理加算(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること ・入所者の口腔の健康状態、栄養状態に関する情報を関係職種が相互に共有する
3円 ロ イの結果を厚生労働者に提出し、掲着管理のために必要な情報を活用している ハ イの結果、得慮が認められ、又は発生する以入がある人所者ごとに関連職種が共同して補慮ケア計画を作成する	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円	
指摘でオジント加算(II)	振瘡マネジメントhn質(T)	зШ	1月につき 以下の要件を満たすこと。 イ 入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて施設入所時に評価し、3月に1回評価を行う ロ イの結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理のために必要な情報を活用している ハ イの結果 褥瘡が認められ マけ発生するリスクがある λ 所来でレー思演職籍が共同して褥瘡ケマ科・両を佐みする
#せつ支援加算(I) 10円	村//信 ヽ ロンアンロル 井(1)		二 褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理の実施。状態について定期的に記録している ホ イの評価に基づき3月に1回計画を見直すこと。
#せつ支援加算(I) 15日			
#せつ支援加算(Ⅲ) 15円 に改善していること。	排せつ支援加算(I)		し、医師・看護師・介護支援専門員等が共同して支援計画を作成し、支援を継続して実施。3月に1回計画を見直す。
おいておりまでは、	排せつ支援加算(Ⅱ)	15円	しに改善していること。
自立支援推進加算 300円 1月につき 医師が入所者ごとに、自立支援に特に必要な医学的評価を入所時に行い、3月に1回見直しを行い、支援計画等の策定等に参加していること。医学的評価の結果、医師・看護師等が共同して支援計画を作成し、継続して実施していること。 1月につき 入所者ごとの、ADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状態・その他の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス計画の見直し等に活用していること。 1月につき 加算 I の要件に加え、疾病の状況や服薬情報等の情報も厚生労働省に提出。 20円 入所中1回 外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 1月につき 加算 I の要件に加え、疾病の状況や服薬情報等の情報も厚生労働省に提出。 20円 入所中1回 外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 1月につき 指定医療機関との間で、新興感染症の対応を行う体制を確保している。感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応している。地域の医師会等が行う感染対策の研修を対しましている。 1月につき 感染対策の届出をしている医療機関から、3年に1回以上感染者が発生した場合の実地指導を受けていること。 1月につき 感染対策の届出をしている医療機関から、3年に1回以上感染者が発生した場合の実地指導を受けていること。 1月につき 感染対策の届出をしている医療機関から、3年に1回以上感染者が発生した場合の実地指導を受けていること。 1月につき 感染対策の届出をしている医療機関がら、3年に1回以上感染者が発生した場合の実地指導を受けていること。 1月につき 感染対策の届出をしている医療機関がある。3年に1回以上感染者が発生した場合の実地指導を受けていること。 1月につき 感染対策の届出をしている医療機関が、3年に1回以上感染者が発生した場合の実地指導を受けていること。 1月につき 感染対策の届出をしている医療機関が、3年に1回以上感染者が発生した場合の実地指導を受けていること。 1月につき 一月につき 「1月につき 所著が指定感染症に感染した際に、入院調整等行う医療機関を確保し適切な感染対策をしサービスを行ったとき。 1月につき 利用者の安全と介護サービスの質の確保、職員の負担軽減の委員会を開催し、必要な対策を講師的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 1月につき 介護福祉士80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上。サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること。 1月につき 介護福祉士80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上。 1年に1回文・教証・経続していること。 1年に1回文・教政・各の効果をデータで提供を行うこと。 1年に1回文・教師を対すないを対すすると、1年以内でとに1回業務改善の発生が、職員を持定すると、1年以内でとに1回業務改善の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	排せつ支援加算(Ⅲ)	1 20H	たいにお羊にブリスこも
科学的介護推進体制加算(I) 40円 月につき 入所者ごとの、ADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状態・その他の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス計画の見直し等に活用していること。 科学的介護推進体制加算(II) 60円 1月につき 加算 I の要件に加え、疾病の状況や服薬情報等の情報も厚生労働省に提出。 安全対策体制加算 20円 入所中1回 外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 1月につき 指定医療機関との間で、新興感染症の対応を行う体制を確保している。感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応している。地域の医師会等が行う感染対策の研修又は訓練に1年に1回以上参加している。 5円 1月につき 感染対策の届出をしている医療機関から、3年に1回以上感染者が発生した場合の実地指導を受けていること。 新興感染症等施設療養費 240円 1月に回連続する5日を限度 入所者等が指定感染症に感染した際に、入院調整等行う医療機関を確保し適切な感染対策をしサービスを行ったとき。 生産性向上推進体制加算(I) 10円 1月につき 利用者の安全と介護サービスの質の確保、職員の負担軽減の委員会を開催し、必要な対策を講じ継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していると。10円 1月につき 外護福祉士80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上。サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること。 18円 1日につき 介護福祉士80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上。サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること。 18円 1日につき 介護福祉士60%以上	自立支援推進加算	300円	1月につき 医師が入所者ごとに、自立支援に特に必要な医学的評価を入所時に行い、3月に1回見直しを行い、支援計画等の策定等に参加していること。医学的評価の結果、医師・看護師等が共同して支援
科学的介護推進体制加算(II) 60円 1月につき 加算 I の要件に加え、疾病の状況や服薬情報等の情報も厚生労働省に提出。 安全対策体制加算 20円 入所中1回 外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 1月につき 指定医療機関との間で、新興感染症の対応を行う体制を確保している。感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応している。地域の医師会等が行う感染対策の研修を以は訓練に1年に1回以上参加している。 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5円 1月につき 感染対策の届出をしている医療機関から、3年に1回以上感染者が発生した場合の実地指導を受けていること。 新興感染症等施設療養費 240円 1月に1回連続する5日を限度 入所者等が指定感染症に感染した際に、入院調整等行う医療機関を確保し適切な感染対策をしサービスを行ったとき。 生産性向上推進体制加算(II) 100円 1月につき (II)の要件を満たし、データにより業務改善の成果が確認されていること。見守り機器等を複数導入していること。 サービス提供体制強化加算(II) 10円 3 1月につき 利用者の安全と介護サービスの質の確保、職員の負担軽減の委員会を開催し、必要な対策を講じ継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回業務改善の効果をデータで提供を行うこと。 サービス提供体制強化加算(II) 22円 1日につき 介護福祉士80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上。サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること。 18円 1日につき 介護福祉士60%以上・	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円	
安全対策体制加算 20円 入所中1回 外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10円	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5円 月につき 感染対策の届出をしている医療機関から、3年に1回以上感染者が発生した場合の実地指導を受けていること。 新興感染症等施設療養費 240円 1月に1回連続する5日を限度 入所者等が指定感染症に感染した際に、入院調整等行う医療機関を確保し適切な感染対策をしサービスを行ったとき。 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 100円 1月につき (Ⅱ)の要件を満たし、データにより業務改善の成果が確認されていること。見守り機器等を複数導入していること。 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10円 1月につき 利用者の安全と介護サービスの質の確保、職員の負担軽減の委員会を開催し、必要な対策を講じ継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回業務改善の効果をデータで提供を行うこと。 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 22円 1日につき 介護福祉士80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上。サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること。 18円 1日につき 介護福祉士60%以上. 6円 1日につき 介護福祉士50%以上または常勤職員75%以上または勤続7年以上30%以上。			入所中1回 外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。
高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5円 1月につき 感染対策の届出をしている医療機関から、3年に1回以上感染者が発生した場合の実地指導を受けていること。 新興感染症等施設療養費 240円 1月に1回連続する5日を限度 入所者等が指定感染症に感染した際に、入院調整等行う医療機関を確保し適切な感染対策をしサービスを行ったとき。 生産性向上推進体制加算(I) 100円 1月につき (II)の要件を満たし、データにより業務改善の成果が確認されていること。見守り機器等を複数導入していること。 生産性向上推進体制加算(II) 10円 1月につき 利用者の安全と介護サービスの質の確保、職員の負担軽減の委員会を開催し、必要な対策を講じ継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。10円 1月につき 利用者の安全と介護サービスの質の確保、職員の負担軽減の委員会を開催し、必要な対策を講じ継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。10円 1月につき 介護福祉士80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上。サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること。 サービス提供体制強化加算(II) 22円 1日につき 介護福祉士60%以上。 18円 1日につき 介護福祉士60%以上。 6円 1日につき 介護福祉士50%以上または常勤職員75%以上または勤続7年以上30%以上。	高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10円	1月につき 指定医療機関との間で、新興感染症の対応を行う体制を確保している。感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応している。地域の医師会等が行う感染対策の 研修又は訓練に1年に1回以上参加している。
生産性向上推進体制加算(I) 100円 1月につき (II)の要件を満たし、データにより業務改善の成果が確認されていること。見守り機器等を複数導入していること。 生産性向上推進体制加算(II) 10円 1月につき 利用者の安全と介護サービスの質の確保、職員の負担軽減の委員会を開催し、必要な対策を講じ継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回業務改善の効果をデータで提供を行うこと。 サービス提供体制強化加算(II) 22円 1日につき 介護福祉士80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上。サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること。 サービス提供体制強化加算(II) 18円 1日につき 介護福祉士60%以上。 サービス提供体制強化加算(III) 6円 1日につき 介護福祉士50%以上または常勤職員75%以上または勤続7年以上30%以上。		5円	1月につき 感染対策の届出をしている医療機関から、3年に1回以上感染者が発生した場合の実地指導を受けていること。
生産性向上推進体制加算(II) 10円 1月につき 利用者の安全と介護サービスの質の確保、職員の負担軽減の委員会を開催し、必要な対策を講じ継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回業務改善の効果をデータで提供を行うこと。 サービス提供体制強化加算(II) 22円 1日につき 介護福祉士80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上。サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること。 サービス提供体制強化加算(II) 18円 1日につき 介護福祉士60%以上。 サービス提供体制強化加算(III) 6円 1日につき 介護福祉士50%以上または常勤職員75%以上または勤続7年以上30%以上。	新興感染症等施設療養費		
TOH ること。1年以内ごとに1回業務改善の効果をデータで提供を行うこと。 サービス提供体制強化加算(I) 22円 1日につき 介護福祉士80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上。サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること。 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18円 1日につき 介護福祉士60%以上。 サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円 1日につき 介護福祉士50%以上または常勤職員75%以上または勤続7年以上30%以上。			1月につき 利用者の安全と介護サービスの質の確保、職員の負担軽減の委員会を開催し、必要な対策を講じ継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入してい
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 18円 1日につき 介護福祉士60%以上。 6円 1日につき 介護福祉士50%以上または常勤職員75%以上または勤続7年以上30%以上。			ること。1年以内ごとに1回業務改善の効果をデータで提供を行うこと。
サービス提供体制強化加算(皿) 6円 1日につき 介護福祉士50%以上または常勤職員75%以上または勤続7年以上30%以上。			
介護職員等処遇改善加算 I 所定単位数に7.5%を乗じた単位数の1割	サービス提供体制強化加算(皿)		
	介護職員等処遇改善加算I		所定単位数に7.5%を乗じた単位数の1割